二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称　株式会社ムジコ・クリエイト
2　主たる事務所の所在地　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
3　講習の種類　基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称　株式会社ムジコ・クリエイト
2　主たる事務所の所在地　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
3　講習の種類　基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称　株式会社ムジコ・クリエイト
2　主たる事務所の所在地　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
3　講習の種類　基礎講習

○国土交通省告示第千九十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十月十五日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称　株式会社ムジコ・クリエイト
2　主たる事務所の所在地　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
3　講習の種類　基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称　株式会社ムジコ・クリエイト
2　主たる事務所の所在地　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
3　講習の種類　基礎講習及び一般講習
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称　株式会社ムジコ・クリエイト
2　主たる事務所の所在地　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
3　講習の種類　基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称　株式会社ムジコ・クリエイト
2　主たる事務所の所在地　青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
3　講習の種類　基礎講習

○東北地方整備局告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日　東北地方整備局長　小池　剛

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　七号
三　指定する道路の部分

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
大館市釈迦内字家下二五番三から同市商人留字坂下四〇番一まで	前	一一・二〇～一七	四・一九〇
	後	一四・二〇～一七	三・一九〇

○東北地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日　東北地方整備局長　小池　剛

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岩手県下閉伊郡田野畑村字菅窪六番一三から同村字菅窪一九〇番一まで	前	一五・四〇～二二・六〇	〇・一五三
	後	一五・四〇～二四・四〇	〇・一五三

㈠　㈡　㈢　㈣

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四十五号
㈢　道路の区域　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第二百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡田野畑村字菅窪六番一三から同村字菅窪一九〇番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月八日